

長崎県公安委員会告示第41号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づき、壱岐市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容を下表のとおり公示する。

令和3年12月7日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
壱岐病院	壱岐市郷ノ浦町東触1626番地2先	壱岐市と運行協定を締結した初山地区まちづくり協議会オレンジバス部会による市町村運営自家用有償旅客運送事業の用に供する自動車（乗車定員11人未満）に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。	令和3年10月27日付け関係者間で合意
桜川（芦辺方面）	壱岐市郷ノ浦町志原西触41番地2先			
桜川（郷ノ浦方面）	壱岐市郷ノ浦町志原西触41番地1先			
品川病院前（芦辺方面）	壱岐市郷ノ浦町東触808番地先			
品川病院前（郷ノ浦方面）	壱岐市郷ノ浦町東触811番地1先			
団地入口（勝本芦辺方面）	壱岐市郷ノ浦町東触637番地1先			
団地入口（郷ノ浦方面）	壱岐市郷ノ浦町東触639番地3先			
八畑（勝本芦辺方面）	壱岐市郷ノ浦町本村触61番地7先			
八畑（郷ノ浦方面）	壱岐市郷ノ浦町本村触742番地1先			
新道（郷ノ浦）（勝本芦辺方面）	壱岐市郷ノ浦町本村触678番地8先			
新道（郷ノ浦）（郷ノ浦方面）	壱岐市郷ノ浦町本村触676番地13先			
本町（郷ノ浦）（勝本芦辺方面）	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15番地3先			
本町（郷ノ浦）（郷ノ浦方面）	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦60番地1先			
市役所前	壱岐市郷ノ浦町本村触565番地3先			
郷ノ浦港	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦281番地7先			